



## (1) 実現化方策の体系

良好な景観の形成を実現するため、法と景観条例に基づいて、次のような推進施策の展開を図ります。

景観形成事業の推進	①総合的な施策の推進 ・自然景観の積極的保全 ・福島らしい眺望景観の保全、認定 ・法に基づく景観計画の策定 ・諸制度の活用
全市レベルの景観誘導	②届出制度による景観誘導 ③公共施設の先導的景観形成 ④景観に関するガイドラインなどの作成
地区レベルの景観誘導	⑤景観重点地区における景観形成 ・景観重点地区の指定 ・地区独自の届出制度の創設、ルールの設定
景観資源の保全と活用	⑥景観重要建造物などの保全 ・景観重要建造物の指定 ・景観重要樹木の指定
市民・事業者による景観形成活動	⑦景観(住民)協定締結の推進 ・景観協定の認可(景観法) ・景観住民協定の認定(景観条例)
市民・事業者への支援・啓発	⑧表彰制度の創設と活用 ・建築関係者や景観形成活動に対する表彰
	⑨まちづくり活動への支援制度の充実 ・自主的な景観形成活動への支援 ・既存制度の積極的活用
	⑩景観意識の啓発推進 ・景観に関する知識の普及と意識の醸成

## (2) 推進施策

### ① 総合的な施策の推進

市は、景観形成における先導的な役割を担い、総合的な景観施策を推進します。

#### ア 自然景観の積極的保全

豊かな自然環境を保護するために、保安林の指定をはじめ風致地区、自然公園、自然環境保全地域、吾妻山周辺森林生態系保護地域などが指定されています。

関係法令の適切な運用により、自然景観の積極的な保全に努めるとともに、市民が自然に親しめる取り組みや保護意識の高揚を図る取り組みを推進します。

#### イ 福島らしい眺望景観の保全・認定

本市の景観は、山並みや河川などの雄大な眺望、四季折々の彩りを感じさせる景観が魅力となっています。

特に、吾妻連峰や信夫山への眺望は、本市特有の魅力となっている景観です。

「ふくしま眺望資産(仮称)」の認定などによって、“福島らしさ”の現れた眺望を守るとともに、眺望を阻害しないような景観誘導を図ります。

#### ◆ ふくしま眺望資産(仮称)の認定

地域の大切な眺望景観とそれを守り、育むための活動を後世へ継承するため、「ふくしま眺望資産(仮称)」の認定制度を創設し、景観形成に積極的な活用を図ります。

#### ウ 法に基づく景観計画の策定

本市は、平成 23 年 4 月に景観行政団体へと移行し、「景観計画」を策定できる自治体となりました。

景観条例の改正と併せ、法に基づき景観計画を策定することで、景観施策の更なる充実と、本市の良好な景観の保全、創出を図ります。

#### ◆ 景観計画

「景観計画」とは、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成のための方針や行為の制限に関する事項などを定めた計画です。

法に基づく景観計画の策定は、景観行政団体の景観施策の第一歩となります。

法に基づく施策を最大限に活用し、本市の景観形成を進めます。

#### ◆ 景観条例

法では、規制内容の一部を景観条例に委任できる仕組みとなっています。

本市は、平成 13 年から運用してきた「景観条例」を法に基づく条例に改正します。

法委任条例として定める項目、自主条例として定める項目を明確にし、景観行政の施策の充実を図ります。

## エ 諸制度の活用

法に基づく施策以外に、景観形成に関連した諸制度が他の法令に基づいて設けられていることから、それらの有効な活用により良好な景観の形成を目指します。

### ◆ 景観地区(都市計画法)

景観地区では、地区の特徴的な景観を維持するため、強い法的強制力をもって建築物の形態や規模を規制することができます。

景観地区内の建築物は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合させるとともに、本市(景観行政団体)の認定を受ける必要があります。

### ◆ 風致地区の活用(都市計画法)

良好な自然景観を形成している地区の中で、都市環境の保全を図ることが必要な地区を定め、建築物の新築、増改築などを規制することにより、風致の維持を図るものです。

現在、信夫山、館ノ山、阿武隈川、摺上川の4地区で指定されていることから、樹林又は水辺の自然環境と調和した景観の保全、創出を図ります。

### ◆ 地区計画の活用(都市計画法)

良好な市街地の形成を図るために、道路、公園、緑地などの公共空間の整備と建築物などに関する必要な事項を総合的に定め、地区の特性を生かしたまちづくりを街区や街路単位できめ細かく行う制度です。

また、既に地区計画が策定され、特に景観形成を図る必要がある地区では、「地区計画等形態意匠条例」を定め景観形成の基準を示すことにより、総合的な地区整備を図ることが可能となります。

### ◆ 福島市屋外広告物条例との連携(屋外広告物法)

本市では、屋外広告物法に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の未然防止の観点から、福島市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示や設置に関するルールを定め、景観行政と屋外広告物行政の連携を推進します。

## ② 届出制度による景観誘導

大規模な建築、開発行為などは景観に大きな影響を及ぼすことから、一定規模以上の行為については、市全域において定められた基準に沿って景観誘導することにより、施設単位で魅力的な景観の形成を図ります。

市は、届出のあった内容に対し、景観計画に定める方針や基準に沿うよう指導や助言を行います。一方、事業者などは主体的な景観への配慮が求められます。

事業者などが大規模な建築、開発行為などにおいて、良好な景観形成を図ることにより、地域の景観形成の先導役となることが期待されます。

届出制度においては、市の指導や助言に従わない場合には、氏名の公表はもとより、状況によっては、法に基づく罰則が科せられることとなります。

### ③ 公共施設の先導的景観形成

公共事業は、景観に与える影響が大きいことから、本計画や景観計画を踏まえて、良好な景観の形成に努め、地区の景観形成に向けた先導的な役割を果たします。

また、本市をはじめ国や県が行う公共事業においても、「景観重要公共施設」制度を活用し、地域の特性に十分配慮した施設となるよう連携を図ります。

#### ◆ 景観重要公共施設

本市の景観の骨格となっている道路や河川、まちに潤いを与える都市公園などを景観重要公共施設として位置づけることができます。

景観重要公共施設に位置づけられた道路や河川、都市公園などは、本市の管理する施設のほか、国や県が管理する施設においても、景観計画の景観形成に関する方針への適合が義務づけられます。

### ④ 景観に関するガイドラインなどの作成

良好な景観の形成を進めるためには、“このような地域にしたい”という地域ごとの景観のイメージや最低限守るべきルールについて、市民が広く共有することが大切です。

そのため、色彩や公共施設の整備の方針などについての景観に関するガイドラインを作成し、イラストや写真による具体的事例や解説などにより、景観に配慮すべき事項や地域ごとに目指す景観の方向性やルールをきめ細かくかつ分かりやすく示すことができます。

### ⑤ 景観重点地区における景観形成

景観の形成を重点的かつ先導的に進めるために、景観重点地区の指定を推進します。

地区の指定については、市民からの提案や市の発案に基づき、十分な協議を経た上で景観審議会に諮り決定します。

指定に先立ち、「景観重点地区の指定案」について、地元住民の合意を経て作成します。

地区内における建築、開発などの行為に対しては、それに定めた独自の景観形成の目標、方針、基準などに沿って誘導することにより、魅力的な地区景観の創出を図ります。

### ⑥ 景観重要建造物などの保全

市内各所に点在する貴重な歴史的建造物や巨木などの自然資源などについて、景観重要建造物・樹木の指定制度のほか、文化財指定制度、市民との協働によるファンド（基金）制度、助成制度、その他諸制度などを活用しながら保存する方法などについて検討します。

さらに、建物や樹木だけを保存するのではなく、それらの景観資源と、地域の歴史や成り立ち、暮らし、文化などの関係性も含めて地域の景観の魅力と捉え、景観セミナーや懇談会などを通じて、普及、啓発、情報発信などを図ります。

#### ◆ 景観重要建造物・樹木

地区の歴史を映し出す貴重な資源として、周辺の景観に大きく寄与している建造物を景観重要建造物、市民に親しまれている巨樹、巨木などを景観重要樹木に指定することができます。

所有者は、その原状の維持に努め、市民共有の財産として後世に継承することが求められます。

景観重要建造物・樹木の現状変更を行う場合は、法に基づき本市（景観行政団体）の許可が必要となります。

景観重要建造物・樹木の保存、修復に対しては、市は技術的援助や経費の一部助成などの支援に努めます。

## ⑦ 景観(住民)協定の推進

### ◆ 景観協定の認可(景観法)

一団の土地を地域住民らが主体的に地域の実情に応じた景観形成の取り決め(ルールづくり)を行い景観に関する協定を締結した場合、本市(景観行政団体)は「景観協定」として認可します。

土地所有者などの**全員の合意**により、建築物以外の緑化、広告物、農地、その他ソフト面の取り組みまで、景観形成に関する幅広い事項を定めることができます。

同様の制度に建築協定や緑化協定などがありますが、景観協定は建築、緑化も含め、総合的に景観形成を図るための基準を定めようとするものです。

### ◆ 景観住民協定の認定(景観条例)

一定の地区において、町内会などを代表とし、地域住民などが主体となり景観形成の推進を図るために景観に関する協定を締結した場合、本市(景観行政団体)は「景観住民協定」として認定します。

景観住民協定は、各地域の地域性、特性などを反映できるよう、ゆるやかな仕組みとなります。

また、景観住民協定は紳士協定であることから、地域の主体的な運営が求められます。

## ⑧ 表彰制度の創設と活用

### ◆ 建築関係者や景観活動に対する表彰

素晴らしい景観の形成に寄与している建築、開発行為などの関係者、また景観形成に功績のあった者などを表彰することで、市民・事業者の景観意識の醸成を図ります。

応募や選考過程における市民の参加や、受賞者のパンフレットなどによる公表など、市民・事業者への啓発活動も併せて行います。

## ⑨ まちづくり活動への支援制度の充実

### ◆ 自主的な景観形成活動への支援

花壇づくり、清掃、ごみ拾い、イベントの開催など、主体的に身近な景観形成に取り組む団体に対して助言や援助を行い、市民団体の育成を図ります。

積極的に活動を継続する団体については、景観(住民)協定の締結から認定に向けた申請までの支援を行います。

### ◆ 既存制度の積極的活用

本市では、「まちづくりアドバイザー派遣制度」による専門家の派遣、「市民まちづくり計画策定補助事業」による計画策定経費の助成など、市民の自主的なまちづくりに対し支援を行っていますが、今後の景観形成活動においても、これらの制度について、積極的な活用を図ります。

## ⑩ 景観意識の啓発推進

景観形成を進めるためには、市民・事業者が景観を共有財産として認識し、各々が景観づくりに携わる意識が重要です。

そのため、市は、市民・事業者の景観形成の意識を醸成させるための啓発を積極的に取り組みます。

また、景観資源の発掘や景観阻害要因の発見のため、タウンウォッチングなどの市民活動を推進します。

### ◆ 景観セミナー、景観懇談会などの開催

本市全般の景観形成をテーマとした景観セミナー、地区別のまちづくりをテーマとした景観懇談会などを開催し、良好な景観の形成に対する市民の関心を高めます。

### ◆ ふくしま市景観100選の活用・更新

市民の景観に対する意識を高めるとともに、良好な景観の形成を推進するため、平成19年に市制施行100周年を記念して、市民からの公募により「ふくしま市景観100選」を選定しました。

今後は、定期的な更新、拡充を行い、地域のまちづくりや事業者に対する景観誘導などへの活用を図ります。

### ◆ 景観講座などの開催

生涯学習の学習プログラムの一環として、景観形成についての意識の醸成や技術の普及に努めます。

学校教育の総合的学習などの中に“景観を生かしたまちづくり”を導入し、副読本などを用いながら、まちづくりや景観の大切さ、モラル向上についての学習を推進します。

### ◆ 景観に関わる写真展などの開催

“好きな風景”など、市民を対象とした絵画、写真展などを開催し、美しい風景などの景観資源の発掘や情報共有を図ります。

### ◆ 景観に関わる各種情報発信

広報紙、パンフレット、インターネットなど、多様なメディアを通じて、本計画と合わせ景観計画及び景観条例の普及を図ることにより、景観形成に取り組む意義や届出制度などについての理解を深めます。